

1-5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて

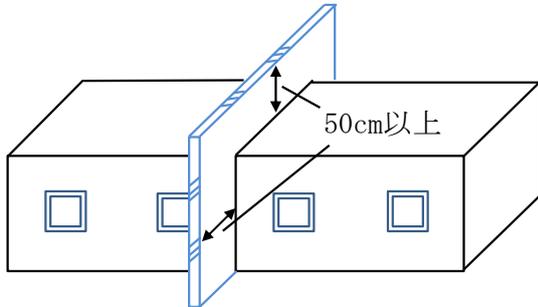
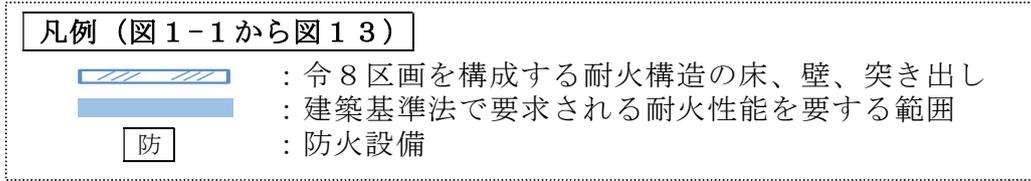
平成9年3月31日 9消導第71号
 平成15年1月30日 15消導第21号
 平成20年1月11日 19消導第185号
 平成28年1月4日 27消導第184号
 令和4年12月9日 4消規第170号

1 令8区画の構造等

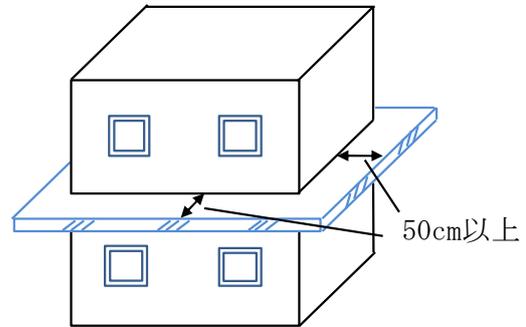
消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の(1)から(8)までに示す構造等を有すること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下同じ。）第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (3) 令8区画を介し隣接する防火対象物のうち、少なくとも令8区画を構成する壁を支持する一方が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。（当該壁が自立する構造の場合を除く。）
- (4) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50センチメートル以上突き出している（以下「突き出し」という。）こと。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上（当該令8区画を介して両側にそれぞれ1.8メートル以上が適当である。）にわたる耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）に基づく、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能を有すること。）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。【図1-1から図4-3】
 - ア 開口部（換気口等を含む。以下同じ。）が設けられていないこと。
 - イ 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。

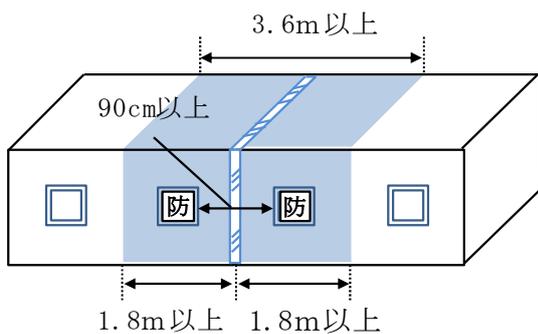
なお、一方の外壁又は屋根が存しない部分に令8区画を設ける場合は【図4-1から図4-3】の例によること。



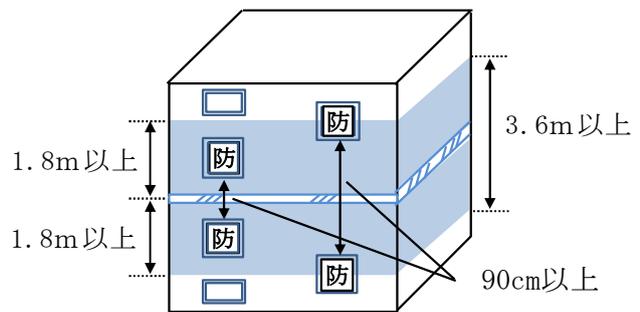
【図1-1】
(突き出しを設ける場合①(水平方向))



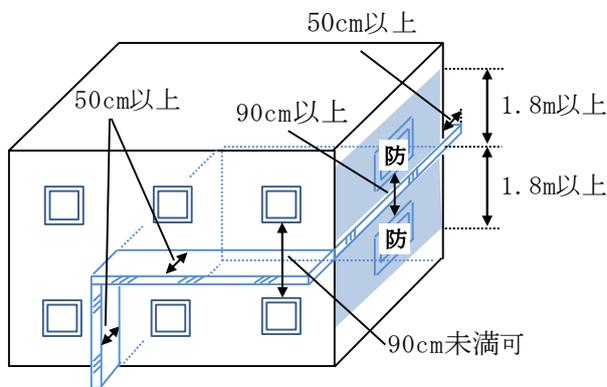
【図1-2】
(突き出しを設ける場合②(垂直方向))



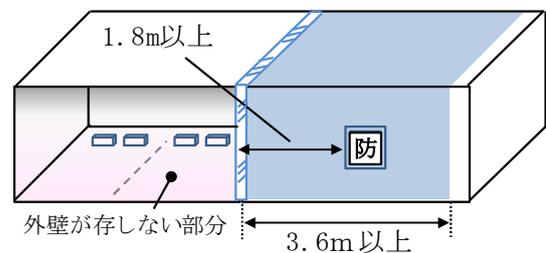
【図2-1】
(突き出しを設けない場合①(水平方向))



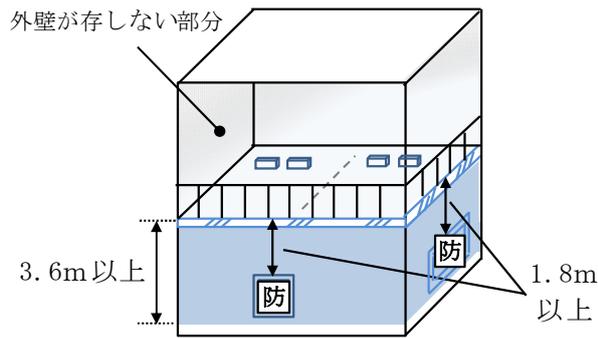
【図2-2】
(突き出しを設けない場合②(垂直方向))



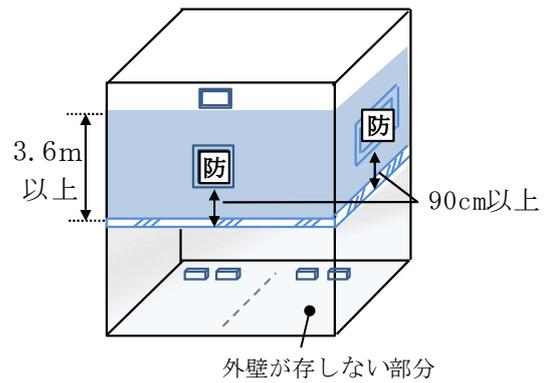
【図3】
(突き出しを設ける部分と設けない部分を併用する場合)



【図4-1】
(突き出しを設けない場合③(水平方向))

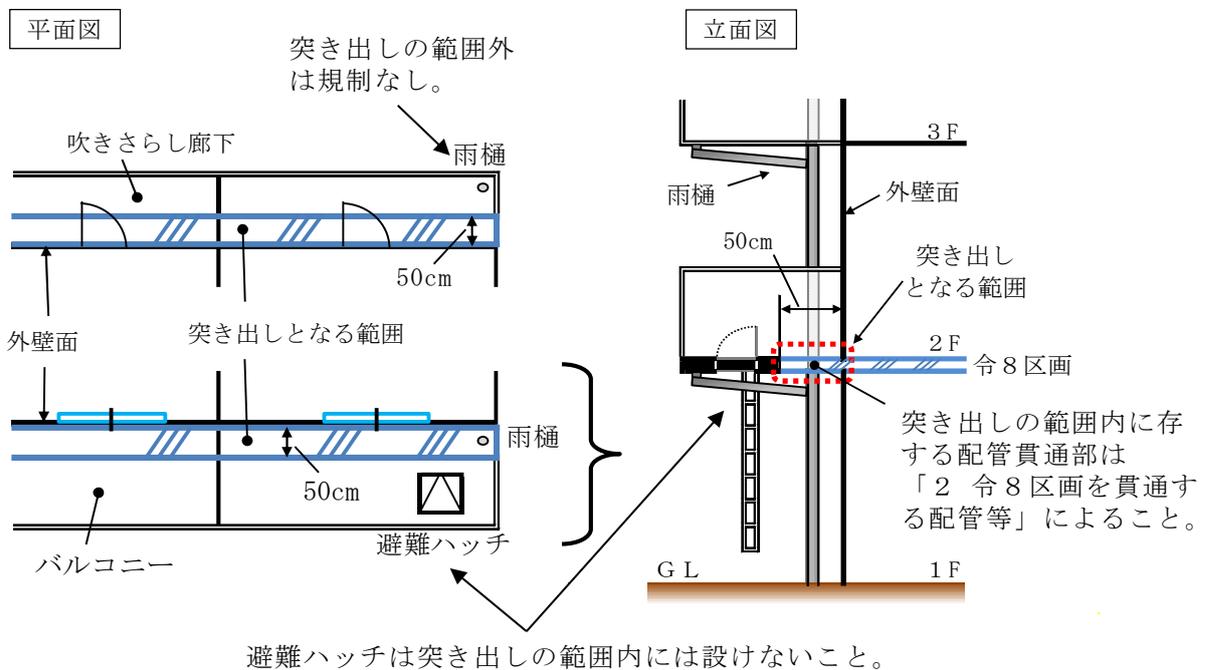


【図4-2】
(突き出しを設けない場合④(垂直方向))



【図4-3】
(突き出しを設けない場合⑤(垂直方向))

- (5) 令8区画を設けた部分の外壁に軒、庇、吹きさらし廊下、バルコニー又はベランダその他これらに類するもの(以下「バルコニー等」という。)が存する場合、(1)及び(2)を満たすものについては、当該バルコニー等を突き出しとすることができる。この場合、当該突き出しとなる範囲内については、開口部の設置は認められない。【図5】

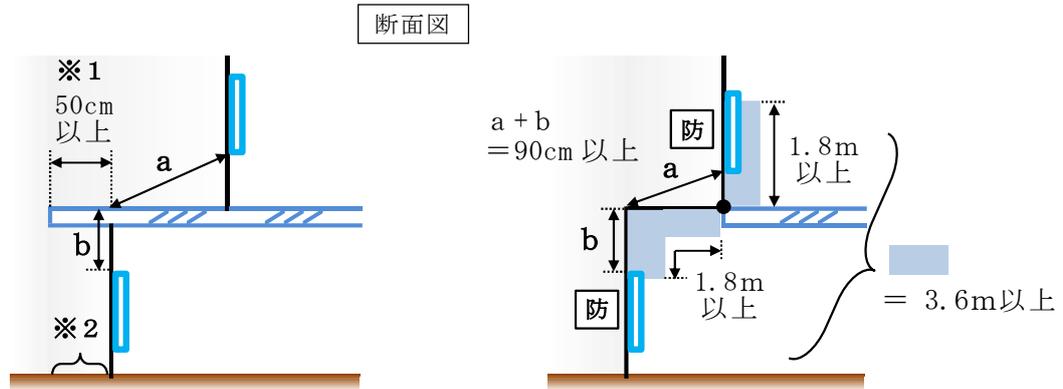


【図5】(バルコニー等を突き出しとする場合)

(6) 令8区画を設けた部分の外壁面がセットバックしている場合は、次のア及びイによること。ただし、垂直方向における、突き出しによる令8区画は、軒下が床面積に算入されない場合に限るものとする。

ア 垂直方向

(ア) 上階がセットバックしている場合は【図6-1】【図6-2】の例によること。

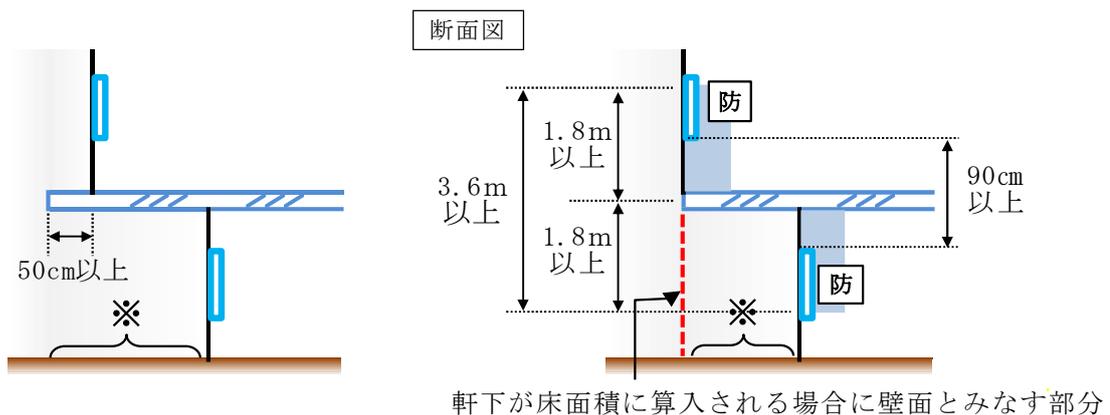


- ※1 $a + b = 3.6 \text{ m}$ 以上の場合には突き出しを要しないものとする。
- ※2 軒下が床面積に算入されていないこと。

【図6-1】(突き出しを設ける場合)

【図6-2】(突き出しを設けない場合)

(イ) 下階がセットバックしている場合は【図6-3】【図6-4】の例によること。



- ※ 軒下が床面積に算入されていないこと。

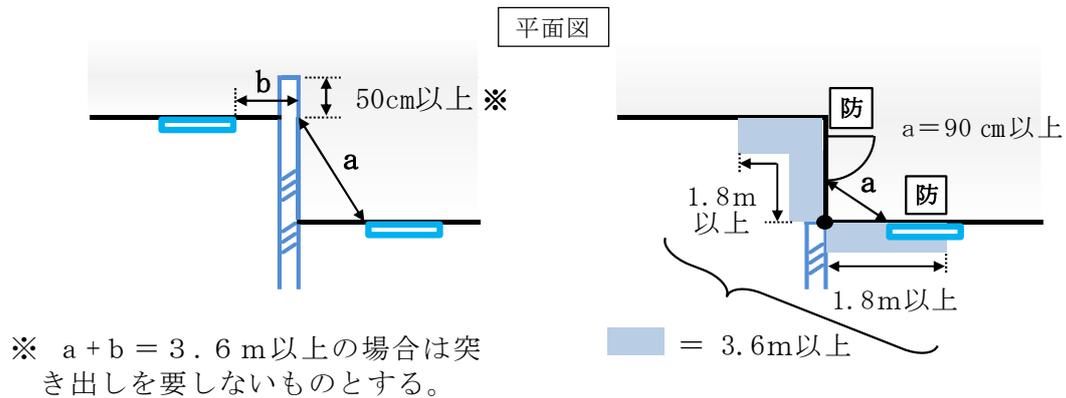
- ※ 軒下が床面積に算入される場合は、当該床面積に算入される部分の端部を壁面とみなし【図4-3】の例により措置すること。

【図6-3】(突き出しを設ける場合)

【図6-4】(突き出しを設けない場合)

イ 水平方向

【図6-5】【図6-6】の例によること。



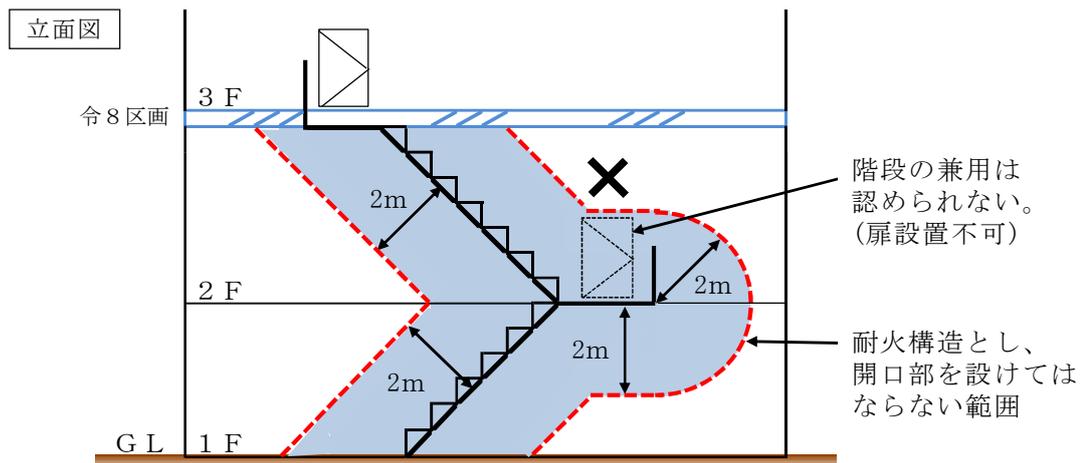
【図6-5】(突き出しを設ける場合) 【図6-6】(突き出しを設けない場合)

(7) 令8区画を介して階段、スロープ、バルコニー等又は避難器具を設ける場合は、次のアからウによること。

ア 階段、スロープの場合

- (ア) 令8区画された部分ごとに専用で設けること。
- (イ) 外壁面に階段、スロープを設ける場合、当該階段、スロープの周囲2メートルの範囲内は、耐火構造とし、開口部を設けないこと。

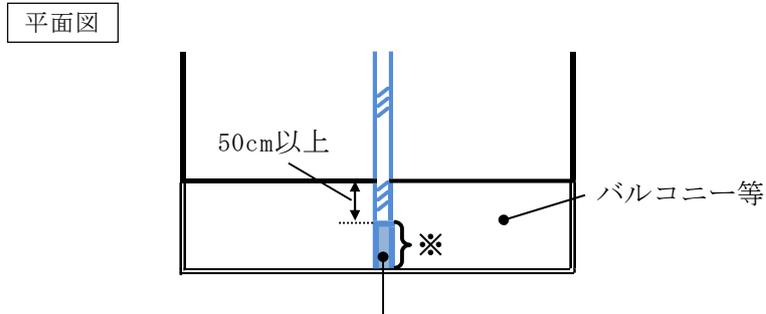
【図7-1】



【図7-1】(令8区画を介して階段を設ける場合)

イ バルコニー等の場合

バルコニー等の端部まで耐火構造の壁とし、開口部を設けないこと。ただし、地上部のバルコニー等の下部又は道路に通ずるデッキ等これらに類する部分は除く。【図7-2】

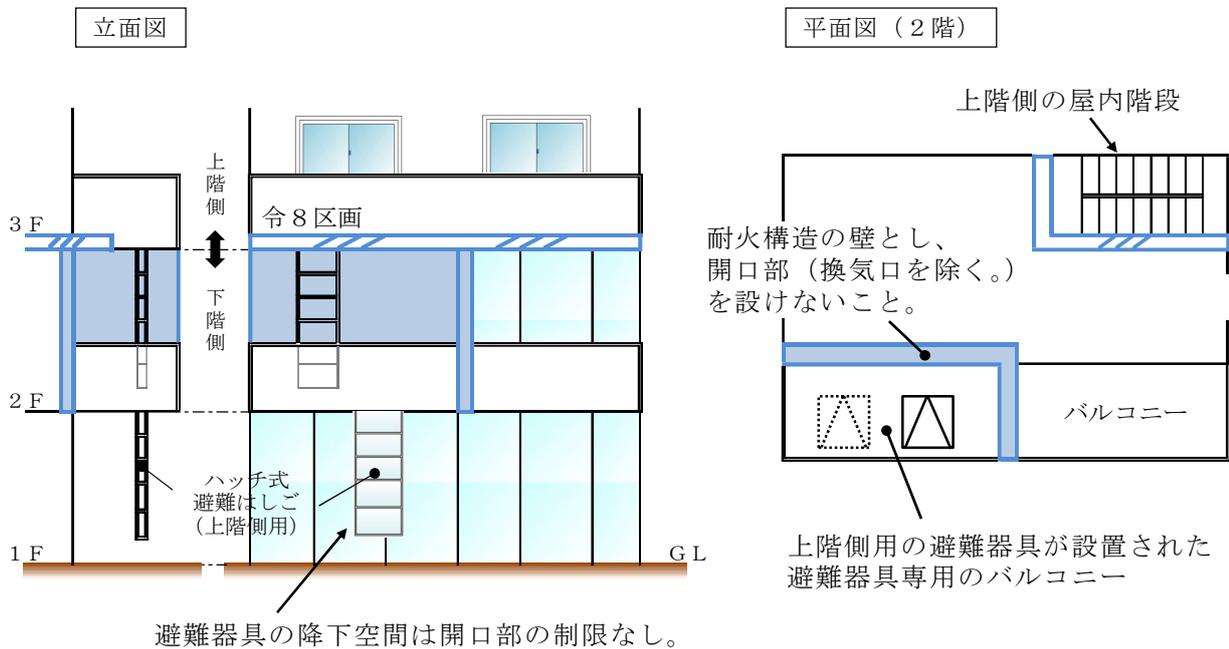


※ 耐火構造の壁とし、開口部は設けないこと。
(地上部のバルコニー等の下部又は道路に通ずるデッキ等については不要)

【図7-2】(令8区画を介してバルコニー等を設ける場合)

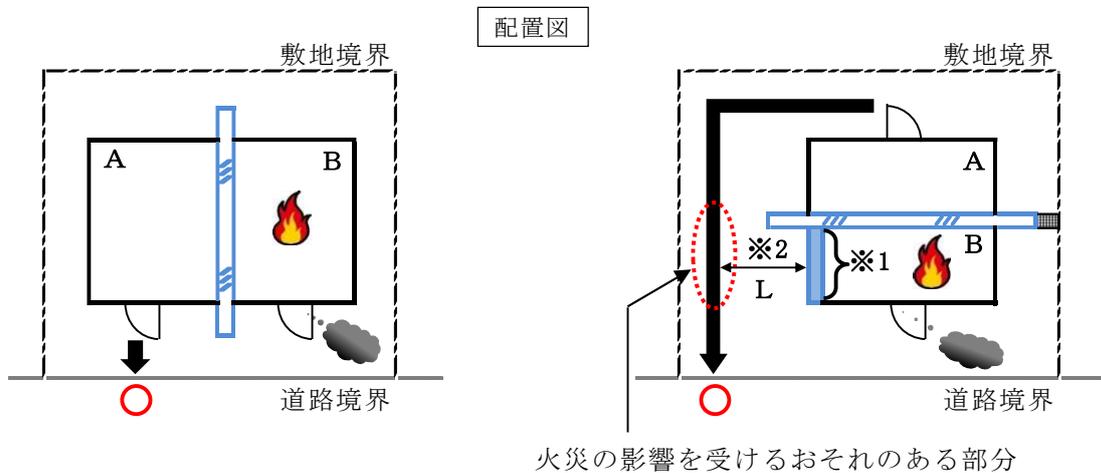
ウ 避難器具の場合

令8区画された部分ごとに専用で設ける他、【図7-3】の例による。



【図7-3】(令8区画を介して避難器具を設ける場合)

- (8) 令8区画ごとに、相互の開口部から火災の影響を受けることのない道路等に通ずる避難経路が、1以上確保されていること。また、火災の影響を受けることのない道路等に通ずる避難経路は【図8-1】【図8-2】の例による。



解説

Bが火災時にAからは、Bの火災の影響を受けることなく避難できる。

解説

Aから避難する際、一部Bの火災の影響を受けるおそれがあるが、当該部分については、次の※1又は※2のいずれかによること。

※1 耐火構造の壁とし、開口部（防火設備が設けられた換気口を除く。）を設けないこと。

※2 Lは概ね3 m以上の距離を有すること。

【図8-1】（避難経路の例①）

【図8-2】（避難経路の例②）

2 令8区画を貫通する配管等

次の(1)から(9)までによるものとする。

ただし、(1)に掲げる配管の設備種別等の取扱いについては、当分の間別表のとおり取扱うものとする。

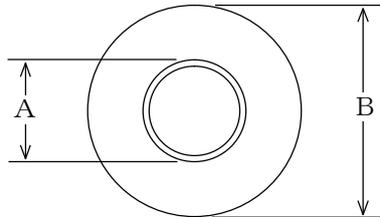
また、令8区画を貫通する個々の配管等については、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に設置されている消防防災用設備機器性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの（以下「評定配管」という。）であれば、当該評定工法によることで(1)から(7)までを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。
- (2) 一の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。

- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が300ミリメートル以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300ミリメートルの円に相当する面積以下であること。【図9】

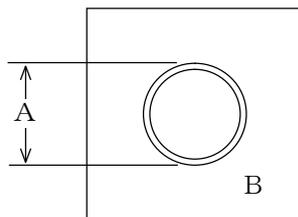
円形



A：配管の呼び径は200mm以下

B：穴の直径は300mm以下

矩形

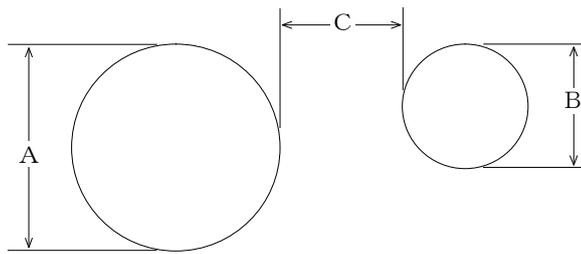


A：配管の呼び径は200mm以下

B：穴の面積が概ね700cm²に相当する面積以下（直径300mmの円に相当する面積以下）

【図9】（令8区画に設ける穴と配管の大きさ）

- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200ミリメートル以下の場合にあつては、200ミリメートル）以上であること。【図10】



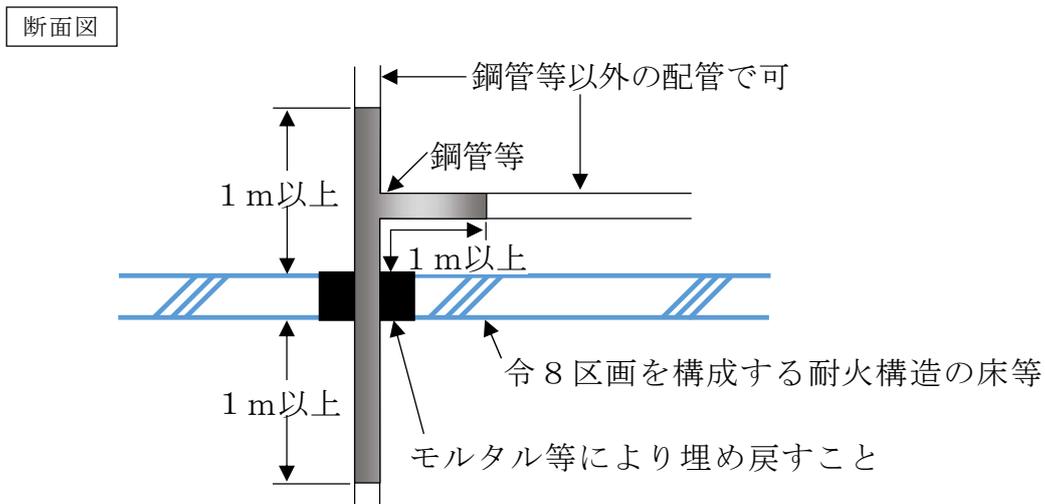
A : 穴の直径mm (300 mm以下)

B : 穴の直径mm (300 mm以下)

C : 穴相互の離隔距離 (A又はBの直径の大なる方の値以上とするが、200 mm以下の場合は200 mm以上とする。)

【図10】(令8区画に設ける穴相互の離隔距離)

- (5) 配管及び貫通部は、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (8) 鋼管及びこれに類する配管(「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(平成20年1月11日付け19消導第186号)参照。以下「鋼管等」という。)については、前各号の規定によるほか、【図11】により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

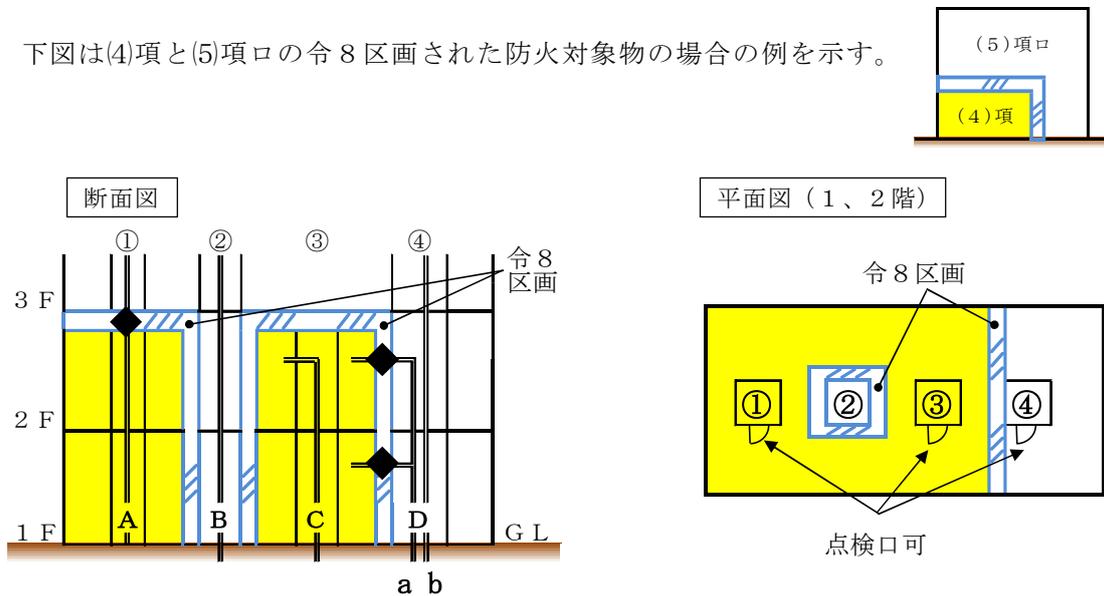


【図11】(鋼管等で令8区画を貫通する場合の施工例)

(9) 令8区画を介してパイプシャフトその他これらに類するもの（以下「パイプシャフト」という。）を設ける場合は【図12】の例によること

なお、令8区画の貫通が認められていない配管等については、令8区画の壁で囲われたパイプシャフトを設けることにより認めることができる。

下図は(4)項と(5)項口の令8区画された防火対象物の場合の例を示す。



◆：(1)から(8)により適切に処置されていること。

パイプシャフト	配管等	令8区画の貫通		
		令別表用途	令8区画の貫通	用途による規制
①	A	(5)項口	あり	別表による
②	B	(5)項口	なし	規制なし
③	C	(4)項	なし	規制なし
④	D-a	(4)項	あり	別表による
	D-b	(5)項口	なし	規制なし

【図12】（令8区画を介してパイプシャフトを設ける場合）

3 削除

4 削除

5 その他

(1) この通知による取扱いは、平成9年4月1日より実施する。

なお、実施日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることで差し支えないものであること。

また、実施日前に、既に、消防法（昭和23年法律第186号）第7条に基づ

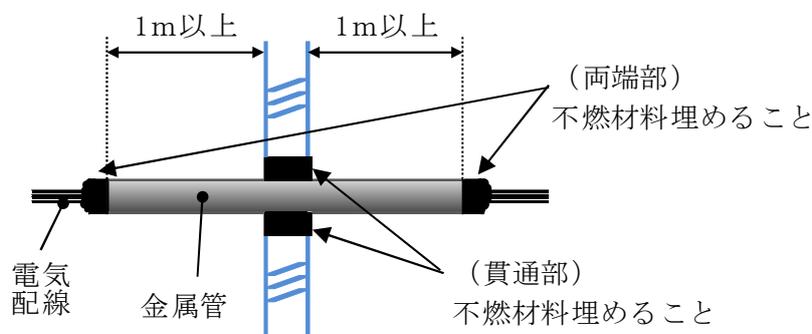
き消防長又は消防署長が同意したものについても同様に取扱って差し支えないものであること。

- (2) 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。
- (3) 安全センターにおいて性能評定されたものについては、安全センターの機関紙に掲載されるものであること。
- (4) 削除
- (5) 削除

別表 令8区画の貫通を認める配管等

適用の可否 配管用途		令8区画適用の可否	
		認める	認めない
給排水設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
衛生設備		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
電気設備		金属管（※）	左記以外の配管
ガス設備			鋼管等でも認められない。
空調設備	ダクト等		冷暖房、換気ダクト（ダンパー付きを含む。）
	冷媒配管（制御ケーブル含む。）	鋼管等	左記以外の配管
輸送処理設備			ダストシュート、メールシュート、リネンシュート等

（※）令8区画を貫通している部分及びその両側1メートル以上の範囲を金属管とし、貫通部及び金属管の両端部を不燃材料で埋めること。【図13】



【図13】（電気設備の貫通処理方法 施工例）